

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年12月7日（平成29年（独個）諮問第77号）及び同月13日（平成29年（独個）諮問第78号及び同第79号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独個）答申第74号ないし同第76号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書等の一部開示決定に関する件
本人に係る貯金等照会書の調査結果の回答書の一部開示決定に関する件
本人に係る調査依頼書の調査結果の回答書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金残高証明請求書」、「貯金等照会書」及び「調査依頼書」の各「請求書」及び各「回答書」に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月24日付け機構第996号、同第997号及び同第1011号により処分庁が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する全ての保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

平成29年（独個）諮問第77号（以下「諮問第77号」という。）、同第78号（以下「諮問第78号」という。）及び同第79号（以下「諮問第79号」という。）に係る各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、各添付資料については省略する。

(1) 各審査請求書

開示すべき機構保有の個人情報である、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金：総合口座記号番号「特定番号A—B～C」担保定

額貯金 4 件（特定金額 A）：平成 15 年 1 月～平成 16 年 3 月（特定郵便局 A 預入）が判明している調査結果の「回答書」が、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センター職員に隠匿，隠滅，破棄され，虚偽の「回答書」が開示されている。（貯金事務センター職員の機構保有個人情報：担保定額貯金 4 件の証拠隠蔽は 10 年間繰り返されている。）

（2）各意見書

記号番号「特定番号 A－B～C」担保定額貯金 4 件の預入が判明している調査結果の「回答書」が、ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの職員に隠匿（隠蔽），隠滅，破棄され，本来開示されるべき担保定額貯金 4 件記号番号「特定番号 A－B～C」の機構保有個人情報が審査請求人に開示されていない。

機構は委託会社ゆうちょ銀行の監督の義務が定められているにもかかわらず，適切な監督や調査を行っていない。

個人情報の保護に関する法律

第 4 章 個人情報取扱事業者の義務等

22 条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は，個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は，その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう，委託を個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は，その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう，委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，諮問第 77 号ないし同第 79 号に係る各理由説明書によれば，おおむね以下のとおりである。

1 各審査請求の概要

各審査請求書によれば，開示すべき機構保有の個人情報である記号番号「特定番号 A－B～C」担保定額郵便貯金 4 件（特定金額 A）に係る預入の証拠が判明している調査結果の「回答書」が開示されていないとしている。

2 審査請求の検討

（1）審査請求人は，平成 29 年 7 月 3 日付け各「保有個人情報開示請求書」により，同請求書別紙に記載された，「貯金残高証明請求書」，「貯金等照会書」及び「調査依頼書」の各「請求書」及び各「回答書」の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に対し，当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼し，特定できた機構保有個人情報について開示した。

（2）なお，審査請求人は平成 29 年 9 月 25 日付け各「審査請求書」により，「記号番号「特定番号 A－B～C」の担保定額郵便貯金 4 件の預入

の証拠が判明している「回答書」が開示されていない」旨を主張しているが、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A－B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A－B～C」の担保定額郵便貯金4件が存在したことを前提とした証拠が存在しないことは明らかである。

(3) 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ① 平成29年12月7日 | 諮問の受理（諮問第77号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同月13日 | 諮問の受理（諮問第78号及び同第79号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ 同月25日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第77号） |
| ⑥ 平成30年1月24日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第78号及び同第79号） |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額郵便貯金の預入の証拠が判明している調査結果の「回答書」が、委託会社ゆうちょ銀行の貯金事務センターの職員に隠匿（隠蔽）、隠滅、破棄され、虚偽の「回答書」が開示されているとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定額郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件各開示請求に対する原処分に誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分当たりの探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり。）から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠蔽等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの3件の判決が確定している。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の各開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、本件対象保有

個人情報の一部につき，これを保有していないとして不開示としたことについては，機構においてこれを保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史